

高崎通貨加盟店募集要領

最終更新日 令和4年8月24日

1 概要

高崎市は、デジタル化の推進及び、市内経済の循環と活性化を図るため、市内店舗限定で利用することのできる電子地域通貨を導入します。加盟店に関する事務についてはこの要領に基づき行います。

2 高崎通貨について

- (1) 名称 高崎通貨
- (2) 発行者 高崎市から委託を受けたみずほ銀行
- (3) 対象者 高崎市が各事業において指定する給付対象者
- (4) 発行額面 高崎市が各事業において指定する給付額面
- (5) 利用期間 高崎市が各事業において定める期間
- (6) 配付方法 高崎市が各事業において定める方法

3 取り扱いにおける厳守事項

- (1) 高崎通貨を第三者へ転売・譲渡することはできません。
- (2) 利用有効期間を過ぎた高崎通貨は利用できません。
- (3) 高崎通貨の紛失及び盗難に対し、高崎市はその責を負いません。

4 加盟店の参加資格

高崎市内に店舗や事業所を営む事業者を対象とし、次の(1)から(4)までに該当する店舗及び事業者を除きます(高崎通貨の取り扱いを希望される事業者について、申込受付後、群馬銀行またはユーシーカード(以下、アクワイアラといいます)が審査を行います)。

- (1) 風営法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる営業で、同法第3条第1項の許可を受けていない店舗
- (2) 風営法第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」及び同じテーブルに同席して接客するような類の店舗
- (3) 高崎市暴力団排除条例(平成24年高崎市条例第72号)第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当する事業者。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、高崎通貨発行目的から高崎通貨事務局としての高崎市またはみずほ銀行(以下、事務局といいます)、およびアクワイアラが加盟店として不適当と判断した事業者。

5 高崎通貨の利用対象にならないもの

- (1) 公序良俗に反するもの。
- (2) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、医薬品医療機器等法、不正競争防止法、商標法等法令の定め違反するもの。
- (3) 第三者の著作権、肖像権、知的財産権等を侵害する恐れがあるもの。

- (4) 偽造品、模造品、模倣品等。
- (5) 商品券、プリペイドカード、印紙切手、回数券、有価証券等(但し、アクワイアラが個別に認めた場合はこの限りではない)。
- (6) その他、事務局が不相当と判断したもの。

6 加盟店の責務等

- (1) ポスター類を活用し、加盟店であることが明確になるよう努めてください。
- (2) 群馬県暴力団排除条例(平成 22 年群馬県条例第 51 号)及び高崎市暴力団排除条例を遵守してください。

7 加盟店登録手続きについて

(1) J-Coin Pay 既存加盟店事業者

J-Coin Pay 既存加盟店事業者は、原則、本事業に参加となります。別途「店舗掲示用ポスター」「高崎市オリジナルスイングポップ(J-Coin Pay のアクセプタンスマークの上やQRコード台紙に貼付していただく)」を送付します。利用者が分かるよう掲示と貼付をお願いします。

(2) 上記(1)以外の新規取扱事業者

①申込方法

この「募集要領」に同意の上、高崎市HPに掲載している「加盟店募集フォーム」に必要事項を入力し、申し込んでください。

万が一、加盟店募集フォームからの申込が困難な場合には、募集要項の末尾に記載のみずほ銀行高崎通貨事務局の問い合わせ先までご連絡ください。協力会社と連携し、加盟店募集フォーム以外の申込方法をご連絡します。

②申込後の審査及び承認

本事業の加盟店契約は、みずほ銀行が窓口として受付を実施し、群馬銀行またはユーシーカードとの間でご締結いただきます。申込された事業者については、群馬銀行またはユーシーカードのいずれかの企業が審査を行います。(※群馬銀行、またはユーシーカードのどちらの企業と契約するかは選択いただくことはできません。ご了承ください。)

審査後、群馬銀行またはユーシーカードより随時、「J-Coin Pay サービス加盟店キット」が送付されます。送付をもって承認の連絡と代えさせていただきます。審査の結果、契約ができない事業者へのご連絡はいたしませんので、ご了承ください。

「店舗掲示用ポスター」、「高崎市オリジナルスイングポップ」については、9月18日(木)までにお申し込みいただいた分については、10月中旬～下旬ごろ、みずほ銀行より送付されます。9月19日(金)以降にお申し込みいただいた分については、随時高崎市より送付いたします。(申込から最長2ヶ月以内に送付予定)

③その他

- i 高崎市内に複数の店舗がある事業者は、同フォームより複数店舗の申込ができます。最大、5店舗まで。
- ii 5店舗以上の複数の店舗がある場合は、別途申込方法をご案内しますので、募集要項の末尾に記載のみずほ銀行高崎通貨事務局の問い合わせ先までご連絡ください。

8 精算について

(1) 精算額

各アクワイアラは、高崎通貨が使用された場合、事業者に対し、その金額に相当する金銭を振り込みます。

(2) 精算方法

特段、店舗にて実施していただくことはございません。「毎月 15 日締め、末日払い」「毎月末日締め、翌月 15 日払い」で指定の口座に各アクワイアラから振り込みます。※加盟店募集フォームより口座の指定が可能です。なお、J-Coin Pay 既存加盟店事業者については上記の通りではなく、契約時の取り決めに従います。

9 加盟店手数料補填について

(1) 補填金額について

高崎通貨で支払われた売上高にかかる加盟店手数料について、当面の間、高崎市より全額補填が受けられます。ただし、ゲートウェイ事業者を利用する店舗については、高崎通貨で支払われた売上高に定率を乗じた手数料相当額の補填となります。

補填を受けるには別途申請が必要になりますが、申請方法については後日 HP ならびに郵送にて通知を行います。なお、J-Coin Pay 新規加盟店事業者、既存加盟店事業者に関わらず、申請が必要です。また、手数料補填を終了する際には、事前に高崎市から通知を行います。

(2) 補填時期

補填時期は各事業において高崎市が定め、HP 内で告知します。

(3) 補填方法

高崎市より補填金額を受け、みずほ銀行より各事業者に振り込みます。

(4) 手数料補填金の返還

返品対応等により、既に手数料が補填された取引が取り消された場合、当該取引に係る手数料補填金は、各加盟店から高崎市へ返還していただきます。万が一、事務局が不正な行為と判断した場合にも、同様の扱いとします。

10 加盟店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、精算の拒否や加盟店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害が発生した際は損害金を請求する場合があります。

11 その他留意事項

- (1) 高崎通貨については、高崎市商工振興課（027-321-1256）へお問い合わせください。
- (2) 「募集要領」に記載されていない事項や、J-Coin Pay に関する問い合わせ、加盟店登録、店舗での利用等のお問い合わせについては、以下のみずほ銀行高崎通貨事務局までご連絡ください。※みずほ銀行で問い合わせの受け付けをした後、適切な協力会社や高崎市から折り返し連絡させていただくことがあります。
- (3) 加盟店情報（店舗名称、所在地、業種等）は、高崎市のホームページ等により随時広報します。

12 お問い合わせ先

高崎通貨に関すること、加盟店登録に関すること、店舗での利用方法等

みずほ銀行高崎通貨事務局

◆お電話でのお問い合わせ

03-6731-5535

電話受付時間：平日 9:00～17:00

※みずほ銀行で問い合わせの受け付けをした後、適切な協力会社や高崎市から折り返し連絡させていただくことがあります。

◆メールでのお問い合わせ

takasaki.info@mizuho-bk.co.jp

※メール本文に、法人名・お問い合わせいただいた方のお名前・ご連絡先（電話番号）をご記載ください。

土日祝日に受け付けたお問い合わせメールについては、営業日（平日）に返信いたします。

受け付けたお問い合わせメールには、3営業日以内に返信いたします。3営業日以降も返信がない場合には、再度メールアドレスを確認いただき送付していただくか、お問い合わせ電話番号までご連絡ください。